

その他の製造所等

危規則第 35 条、その他の製造所等及びその消火設備に設置する消火器は下記となります。

地下タンク貯蔵所	第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
移動タンク貯蔵所	<ul style="list-style-type: none">・自動車用消火器のうち、次のものを 2 個以上設けること。<ul style="list-style-type: none">①霧状の強化液を放射するもので充填量が 8 ℥ 以上②二酸化炭素を放射するもので充填量が 3.2kg 以上③プロモクロロジフルオロメタンを放射するもので充填量が 2 ℥ 以上④プロモトリフルオロメタンを放射するもので充填量が 2 ℥ 以上⑤ジプロモテトラフルオロエタンを放射するもので充填量が 1 ℥ 以上⑥消火粉末を放射するもので充填量が 3.5kg 以上を 2 個以上アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所上記以外、150 ℥ 以上の乾燥砂及び 640 ℥ 以上の膨張ひる石又は膨張真珠岩を設けること。
第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所	第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
上記以外の製造所等	5 種の能力単位 \geq 建築物・危険物の所要単位 但し、1 種、2 種、3 種又は 4 種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の 5 種消火設備の能力単位を $\geq 1/5$ 危険物の所要単位で設置することができる。